

## 第3回住工共生まちづくり検討委員会（10月16日）以降の修正点について

| 頁 | 修正箇所               | 修正前                                | 修正後   | 摘要  |
|---|--------------------|------------------------------------|---|---|
| 1 | 1 段落目<br>2 行目      | 有機的な連携                             | 緊密な連携   | わかりにくいので修正  |
| 1 | 2 段落目<br>1 行目      | 大阪市内に隣接し                           | 削除  | 不要とのご意見を受け<br>削除  |
| 1 | 3 段落目<br>1 行目      | 環境                                 | 相隣環境  | 「環境」という用語の使<br>い分け  |
| 1 | 3 段落目<br>3 行目      | 居住環境                               | 住環境   | 文言の統一   |
| 1 | 4 段落目<br>2 行目      | 環境                                 | 操業上の環境  | 「環境」という用語の使<br>い分け  |
| 2 | 全体                 |                                    | 追加  | 次頁以降の要約説明と<br>して追加  |
| 3 | 1 . の 2<br>行目      |                                    | 関係者及び事業者  | 住工共生のまちづくり<br>は市、市民、企業だけで<br>は進められるのかとい<br>うご意見を受け、関係者<br>や事業者の範囲を拡大<br>し追加 |
| 3 | 1 . の 4<br>行目      | 住工共生のまちづくり<br>の実現に寄与するこ<br>とを目的とする | 住工共生のまちづくり<br>の実現に寄与し、もって<br>本市のモノづくりを振<br>興するとともに、良好な<br>住環境を保全・創出する<br>ことを目的とする | 住工共生のまちづくり<br>の実現の先に「モノづく<br>りの振興・・・」につな<br>げることが目的なので<br>はという指摘を受け追<br>記   |
| 3 | 2 . ( 3 )          | モノづくり企業に誇り<br>を持てる                 | 本市が「モノづくりのま<br>ち」であることに誇り<br>を持てる   | わかりにくいので修正  |
| 4 | 表題                 | ビジョンと条例の関係                         | 用途地域と条例の関係  | ビジョンの説明部分を<br>削除したため表題修正  |
| 4 | 右側の条<br>例の 囲<br>い中 | モノづくり推進地域内<br>のみ記載                 | 左記地域以外の工専、住<br>居系、商業系地域につい<br>ても図に追加  | 全体像がわからないと<br>いうご意見を受け修正  |
| 4 | 1、<br>2            |                                    | 説明を追加   |   |
| 5 | 全体                 |                                    | 市全域と推進地域内と<br>いうレイアウトに変更  | わかりにくいので修正  |

|   |             |                     |                     |   |
|---|-------------|---------------------|---------------------|---|
| 5 | 右側 囲い       | 住工共生またはモノづくり企業保全    | 用途純化への誘導            | 適切な表現とした  |
| 6 | 全体          |                     |                     | 元のフローについて義務規定としなくなり、よって、審査、許可、検査、勧告、公表についてもなくなり、標識設置、周辺協議とそれに伴う内容などを記載する計画届出・報告のみとなった |
| 6 | 宅地建物業者の説明義務 |                     |                     | 開発者の責務から別立てとした  |
| 6 | 宅地建物業者の説明義務 | (3) 土壌汚染に関する情報      | (3) 土壌汚染調査に関する情報    | 調査結果に関する情報であることを明記  |
| 6 | 宅地建物業者の説明義務 | (4) 近隣のモノづくり企業の操業状況 | (4) 近隣のモノづくり企業の立地状況 | 立地している状況としたもの   |
| 7 | 協議会         |                     | 認定プロセスの追加           | 抜けていたため   |
| 7 | 重点地区の指定     |                     |                     | 「協議会のエリア」=「重点地区」とは限らないので、協議会とは別立てとした  |
| 8 | 全体          |                     |                     | 責務規定については、実体的規定を補完する精神的な義務規定であり詳細には記載しないものという指摘を受け修正                                  |
| 8 | 事業者の責務      |                     |                     | 金融機関などを含む事業者(P3参照)全体に関わる内容とした   |
| 9 | 全体          |                     |                     | 「市の責務」にあった内容を別記とした  |
| 9 | 1(3)        | モノづくり企業の立地を支援       | モノづくり企業の立地及び継続を支援   | 立地支援のみでないため   |

|    |                  |                                    |   |                          |
|----|------------------|------------------------------------|---|--------------------------|
| 9  | 1(3)<br>2つ目の・    | 既存不適格建築物で事業を営んでいるモノづくり企業の操業を支援する施策 | 従来から立地しているモノづくり企業の操業継続を支援する施策(既存不適格となったモノづくり企業の工場の継続操業に向けた支援) | 支援内容の明確化                 |
| 10 | 審議会              |                                    | 追加  | 本骨子に本項目の内容を記載            |
| 10 | 実施状況の公表、市民の意見の聴衆 |                                    | 追加  | 本骨子に本項目の内容を記載            |
| 10 | 条例の見直し等          |                                    | 追加  | 本骨子に本項目の内容を記載            |
| 10 | 条例の見直し等          | 5年経過後、必要に応じて見直す                    | 施行の状況について検討を加えその結果に基づいて必要な見直しを行う                              | 5年を経過せずとも必要に応じて見直せることとした |